

郡内総合計画関連規定状況

○：議会の議決とするもの

△：総合計画に関する規定があるもの

区分	益城町	嘉島町	御船町	甲佐町	山都町
議会議決事件条例	○(H23.9 制定)				
議会基本条例			△ (H23.10 改正) 議案説明資料		
総合計画策定			○条例(H23.10 制定)	規程	
計画審議会	条例 (議員等)	条例 (議員等)	要綱 (町民会議) 除議員		条例 (附属機関)
計画策定委員会 (役場内部)	要綱	規程		上記計画策定規程 企画会議要綱	
		議会議決規定なし		議会議決規定なし	

# (例示)

山都町基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例

町行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止をすることは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により定める議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、平成26年 月 日から施行する。

○御船町総合計画策定条例（平成 23 年御船町条例第 14 号）

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町政の総合的かつ計画的な運営を図るため、町が実施する施策の上位指針として総合計画を策定する手続きに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、本町の将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 3 条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定する。

(総合計画審議会への諮問)

第 4 条 町長は、基本構想及び基本計画を策定する場合は、あらかじめ、御船町総合計画審議会条例(昭和 45 年条例第 14 号)第 1 条に規定する御船町総合計画審議会に諮問する。

(議会の議決)

第 5 条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想及び基本計画を策定しようとする場合は、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第 6 条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表する。

(準用規定)

第 7 条 前条及び第 5 条の規定は、変更について準用する。

(総合計画との整合)

第 8 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。